



園のしおり及び重要事項説明書



社会福祉法人いしずえ会 たけのこ保育園

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆様に説明すべき内容は、次の通りです。

1. 施設の目的及び運営の方針



(1) 運営主体(事業者の概要)

名称	社会福祉法人いしずえ会
所在地	福岡県飯塚市若菜51番地1
連絡先	0948-23-1188
代表者氏名	理事長 吉村 敏男

(2) 保育園の概要



種別	保育園										
名称	たけのこ保育園										
所在地	福岡県飯塚市阿恵1145番地										
連絡先	(電話番号)0948-72-3366										
	(FAX番号)0948-72-3336										
施設長氏名	園長 吉村 光弘										
開設年月日	昭和53年4月1日										
利用定員	2号認定	3号認定	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計(4月現在)	最終人数予定	
40人	25人	13人	2人	4人	7人	8人	9人	8人	38人	42人	
当園の基本理念・方針			たけのこ保育園の保育方針は「一年間の保育計画」を基に、年間の数多くの行事を通して「目標に向かって最後まで頑張る、その中で考える力を養う」「年間多くの行事を通して、自分が出来ることを発見し豊かな情操を育む」「がまんすることや相手を思いやる心を育てる」という保育目標の実現を目指して、日常の保育に取り組む。								

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2136.46㎡	戶外遊戯場(運動場)	1352.00㎡
園舎	構造	鉄骨造2階建て	延べ	950.22㎡



(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考	設備	部屋数	備考
乳児・ほふく室	1室	113.72㎡	離乳室	1室	4㎡
保育室	3室	144.33㎡	沐浴室	1室	11㎡
保育室兼遊戯室	1室	166.10㎡	トイレ	7室	73㎡
調理室	1室	29㎡			

(5)職員体制(令和8年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	職種	員数	常勤	非常勤
園長	1人	1		管理栄養士兼調理員	1人	1	
副園長	人			調理員	2人		2
主任保育士	1人	1		支援員	1人	1	
保育士	8人	5	3	補助員	1人		1
(産育休職員を含む)	(1人)			嘱託医	2人	2	
看護職員	0人						

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日 月曜日から土曜日まで

通常保育時間	午前7時00分～午後6時00分	保護者が120時間以上就労している園児
短時間保育時間	午前8時30分～午後4時30分	保護者が120時間未満就労している園児、育児休暇
延長保育時間	午後6時00分～午後6時30分	※後記
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後6時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	

(7)利用料等

利用者負担(月極保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)			
延長保育利用料	月極(30分)	1250円	月極(1時間)	2500円
	1日(30分)	100円	1日(1時間)	200円

延長保育及び休日保育について

- 1.延長保育はお仕事で希望される場合、1名より実施致します。延長の申込は月極の場合は前月までに「延長保育申込書」に必要事項を記入の上、提出して下さい。
- 2.当日、お仕事の都合や交通事情により、延長保育を利用する場合は、予定がわかった時点で必ず園までご連絡下さい。適切な職員配置の関係上、必ず連絡をお願いします。
- 3.延長保育の利用対象児は下記の通りです。
保護者の就労等の都合で、利用認定時間を超える園児。
- 4.延長保育時間は18:30までを基本とし、希望があった日のみ19:00まで利用可
(保育士確保のため、事前に連絡)
- 5.休日保育は保護者のお仕事の都合で希望される場合、保育する園児が最低3名以上いる場合のみ実施します。前月末までに申込が必要です。料金は1日5,000円になります。(当日徴収)

★短時間保育の方へ★

- 1.短時間保育(8:30～16:30)の園児が園外保育に出た場合、予定では16:30を過ぎないように予定を組んでいますが交通状況等により16:30以降(延長30分 150円)になることがあります。
 - 2.保育時間が短いため、運動会・生活発表会などの練習の時間によっては16:30以降(延長30分150円)になることがあります。
- ※1.2.どちらも延長料金が発生しますので、保育士から前日及び練習期間に入る前に参加不参加(種目の変更等)の確認をさせていただきます。
- 3.18:00以降の延長保育の利用はできません。

(8) 保育開始及び保育終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

入園者の決定	市が行う入園調整によるもの及び保育園の重要事項説明書(園のしおり)への同意書の提出
退園理由	・2号・3号認定の子どもに該当しなくなった時(卒園を含む)
	・保護者から退園の申し出があったとき
	・保育継続が不可能であると市が認めたとき
	・その他、保育継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(9) 提供する保育等の内容について



1. 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育園保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。
2. 保育園では、保育目標・保育方針に基づき、1日の生活の流れがあり、年間の行事を行います。保護者の皆様と一緒に子ども達の成長のお手伝いをしていきます。保育園運営に対するご理解とご協力をお願い致します。

保育目標及び保育方針

年間の多くの行事を通して心と体の成長を図り、豊かな情操を育む。

- ① 目標に向かって最後まで頑張る。その中で考える力を養う。
- ② 年間の多くの行事を通して、自分が出来ることを発見し豊かな情操を育む。
- ③ 我慢することや相手を思いやる心を育む。



1日の流れ

7:00	開園 合同保育 基本保育時間開始	13:30	片付け 2歳児→ジャンプ・バランス練習等
8:30	着替え(各部屋にて) 短時間保育開始	13:45	グループ保育
9:20	グループ保育開始 お集まり 朝の歌及び出欠確認	15:00	おやつ
9:50	体操・マラソン(外で) 2歳児→ジャンプ・バランス練習等 3.4.5歳児→登り棒・タイヤ跳び練習等	15:30	おやつ終了 お帰りの準備・着替え
10:20	乾布摩擦・あいうべ体操(部屋)	15:45	お集まり 帰りの歌及び翌日の確認
10:30	グループ保育開始	16:00	部屋の掃除
11:30	給食(食育タイム)	16:15	グループ保育終了
12:00	歯みがき 0.1.2歳児→午睡 3.4.5歳児 運動場での遊び	16:30	運動場での外遊び短時間保育終了
		17:45	合同保育
		18:00	基本保育時間終了・延長保育開始
		18:30	閉園 延長保育終了
		19:00	



慣らし保育について

保育士と長い時間を接した方が園での生活に早く慣れるというこれまでの経験により、慣らし保育は行いません。新入園児はほぼ例外なく泣きますが、最初は心を鬼にして保育士にお任せ下さい。早く慣れて保育園に笑顔で登園出来るようにしましょう。

薄着について

「薄着で丈夫な身体を作る」という方針の下、年間を通してランニング又は半袖・半ズボン・裸足で園での生活を送ります。冬も同じです。



毎日のマラソン・乾布摩擦について

- 1.開園当初から行っている毎日のマラソンは、最後まで頑張る気持ちを育て、丈夫な身体を育み、風邪にかかりにくい丈夫な身体を作ります。
 - 2.毎日のマラソンは雨の日以外は雪の日も含めて年間を通して行い、2歳児0.4～1km、3.4歳児1～1.5Km、5歳児1.4～2kmを目標に走ります。
 - 3.マラソン後、乾布摩擦とあいうべ体操を行います。
 - 4.乾布摩擦は、使い古したタオルで行い、ざらざらした強い肌を作ります。
あいうべ体操も取り入れています。あいうべ体操は鼻呼吸を確実なものとし、風邪も予防します。
- ※裸のマラソンは今年度からランニングと体操ズボン着用で行いますが、乾布摩擦やあいうべ体操は今まで通りで行います。



縦割り保育・横割り保育について

- 1.毎日の生活は5歳児を中心に2.3.4.5歳児の縦割りで保育を行っています。異年齢の子ども達と一緒に生活することによって、会話や交流経験を積み、お互いに思いやりやいたわりの気持ちが芽生えます。日常保育の遊びや行事での鼓笛などにもその良さが表れ、5歳児から4歳児へと伝達され、その下の子ども達にも伝わって、縦の人間関係を体験する大切な場となっています。
- 2.月々の製作、絵本及び運動会・生活発表会の3週間の練習の時は年齢に合わせた横割りで保育を行います。保育をする中で製作時には、はさみなどを使うことがあります。
- 3.毎週月曜日は、モンテッソーリ保育を行い、休み明けに登園する子ども達がスムーズに保育に入れるように工夫しています。9:00～15:00まで
※モンテッソーリ保育とは、登園後それぞれが自由に時間を過ごしなが、自然と保育園の生活に入り1日を比較的自由に時間が流れる状態です。
- 4.モンテッソーリ保育の日は、マラソンが10:40から始まります。お集まりはありません。出席確認のみ行います。



午睡について

子どもの1日の必要睡眠時間はほぼ決まっていますので、「規則正しい生活を送るため、子ども達が21時には寝るように」と、3歳児以上は午睡を行いません。お昼にたくさん遊ぶと自然に早寝早起きの習慣が身につきます。

※0～2歳児の午睡用の布団は、園で準備します。

室内遊びについて

室内遊びは色々な玩具があります。玩具は点検は行い、危ない物は排除していますが思いもよらないことで怪我をする可能性があります。

外遊びについて

1. 保育園での外遊びでは、土と直接ふれあい、土踏まずを刺激するため、裸足で遊ぶことが基本になります。
2. 運動場では遊具や、三輪車、外の玩具などでたくさん遊びます。
3. 三輪車については、裸足で外で遊んでいる中で乗せていましたが今後、必ず靴を履いて乗せることにします。三輪車は4～6歳用となっていますが、3歳児は保護者の同意があれば、練習のため乗ることを許可します。
4. 固定遊具はすべて3～6歳まで使用となっています。(2歳児以下は同意書が必要です。)
5. 外遊びの中では、職員が見ていても1人で遊んで転んだり、他の園児とぶつかったりすることで怪我をすることがあります。

ランニング賞及び皆勤賞について

1. 皆勤賞は1年間を通して土曜日と下記の例外を除いて、お休みが3日以内の園児に贈られます。

例外・・・はしか・水疱瘡・風疹・おたふく風邪・インフルエンザ・百日咳・プール熱・コロナ・風水害の当日・雪の日の当日

2. ランニング賞は1年間を通してランニングで毎日登園し、なおかつ、体操・マラソンも欠走が10日以内だった園児に贈られます。(園での着替えもランニングになります。)

※この賞は、数十年前に保護者からの要望で始まった賞なので厳しい条件になっています。参加するかどうかは子ども達と保護者で話し合いの上決定してから保育士にお伝え下さい。



なつまつりについて

1. なつまつりの当日は準備のため、17:00までのお迎えをお願いします。

2. なつまつりは14の夜店を出し、子ども達が安全に、保護者の財布にも優しく、家族でなつまつりを楽しんでくれたら・・・との思いで計画をしています。しかし、たくさんの夜店を出すには保護者の皆さんの手伝いが不可欠になります。前半後半とありますので必ずどちらかには手伝いに入って頂き、参加をお願いします。前半18:30～19:15 後半19:15～20:00 キャンプファイヤー20:00

※手伝いが少ない場合は店舗を減らしての開催になる可能性がありますので、各家庭必ず1名入って頂くようお願いいたします。



運動会について

1. 運動会は日常保育の延長で行う行事です。マラソンがプログラムに入ったり、登り棒や三輪車など日常保育で使っている遊具などを使用します。
2. 運動会では園児と家族で昼食を囲むための昼食時間を必ず入れています。また、毎年7～8個のプログラムに出場する子ども達の休憩時間確保の意味合いも込めて、保護者の競技がプログラムに組まれています。ご理解の上、たくさんの参加をお願いします。なお、保護者競技の参加者については父母の会に来られた方及び最後の運動会になる5歳児の保護者を優先にさせて頂いておりますのであらかじめご了承下さい。
3. 運動会では進行がスムーズに行くために保護者に各係をお願いしています。用具・警備・等賞・テープ・得点の各係です。ご協力をお願いします。

生活発表会について

1. 主役を作らず誰でもセンターのチャンスを・・・がモットーの生活発表会。練習期間を3週間と決めて頑張っています。そのため、4月から練習は行いません。子ども達は3週間の練習の中で踊りや鼓笛など多くの出場プログラムに挑戦します。特に休み明けは思い出しながらの練習となるため、何度も何度も練習をし、やがて、その努力が素晴らしい結果に仕上がっていきます。頑張っている子ども達のためにこの期間のお休みはしないで登園をお願いします。

※お休みされる場合は、子ども達の負担にならないよう出場プログラムを減らしての参加になりますのでご了承ください。

園外保育について

1. 園外保育には、ミニハイク・たけのこほり・遠足・草スキー・サマーキャンプ・なし狩り・社会見学・太宰府等があります。多くの園外保育での色々な経験が豊かな心の成長につながることを目指しています。
2. 事故や怪我防止などの理由で園外保育に参加出来ない園児は通常保育になります。

三郡～宝満縦走登山・バスハイクについて

1. 10月の三郡～宝満縦走登山は自由参加です。参加される場合は参加同意書が必要になります。
2. 3月のバスハイクの当日は保育園全員での園外保育になり、参加されない場合は休みの扱いとなります。

父母の会について

1. 年に5回(奇数月)に父母の会を行います。時間は保育園修了後19:00～21:00です。保護者の皆さんにはコーヒーと手作りのお菓子等を用意してお待ちしています。
2. 父母の会に参加されている間は園児はお預かりします。夕食は各自で済ませて下さい。
3. 父母の会では主要な行事や子供達の日常生活などについてお話ししますのでお忙しいとは思いますがぜひ参加をお願いします。

アルバム製作について

1. 入園すると毎月1枚(B4)の各個人アルバムを製作します。その1枚1枚の中に日常保育や行事の写真、身長・体重、コメントなどがあり、子供達の日々の成長が実感出来るアルバムです。保育士が手作り製作します。1年で12枚となり、保育年数分のアルバムが完成します。
2. 大切な思い出のアルバムですので毎年3月に保護者に一度お渡ししますが、継続保育の場合は4月30日までに保育園に持ってきて頂くようにお願いします。卒園するまで園の方で保管し、卒園式の時に箱に入れて卒園記念品として保育年数分をお渡しします。

(10)年間行事予定及びカリキュラム

別紙のカリキュラム・行事予定表を参照。



行事の連絡について

1. 年間カリキュラム・年間行事予定表は入園式の日配布します。毎月のえんだより及び給食だよりは毎月初めに配布します。
2. 行事や持ってくる物はえんだよりと玄関の張り出し又は公式LINEにてご確認ください。
3. 各行事は、天候による中止で子供達を悲しませないためにも延期・変更される場合があります。

(11)給食提供(自園調理提供)

1.朝のおやつは9:30~10:00(0.1歳児のみ)、給食の提供時間は11:30~12:00、おやつは15:00~15:30となっています。

2.止むを得ず給食の提供時間を過ぎて登園した場合は、衛生管理上提供できません。

3.献立表は毎月1日に各家庭へ配布します。(1日が休みの場合は2日)

4.食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば事前に保育士にお伝え下さい。また、食物アレルギーの除去については「医師の指示による指示書・診断書・食物アレルギーチェック表」の提出、解除については「医師の指示による指示書・診断書・除去食解除申請書」の提出が必要です。

※除去食については、食器、トレー、テーブルなどが別になりますのであらかじめご了承ください。

5.離乳食については家庭で食べさせてアレルギーなどの症状が確認できたものを保育園で提供します。「離乳食チェック表の提出」をお願いします。(1歳から普通食になります。)

6.給食費については3カ月分ずつ福岡銀行にて25日頃に引き落としとなります。(3歳児以上)指定の銀行での手続きをお願いします。(別紙配布)

※4.5.6月分→6月 7.8.9月分→9月 10.11.12月分→12月 1.2.3月分→3月
4,500円(1か月分)×3(カ月分)+110円(手数料)

食品衛生管理者	吉原 佐奈枝
研修	給食研修(年12回) 食中毒研修(年1回)

食育について

1.給食の時間及びおやつの時間は食育の時間と考えているため、お箸の持ち方・姿勢・偏食など「基本的食習慣を身につける時間」としています。そのため、保育士と一緒に食事をしません。

2.給食は市販の物は使わずにほとんどが手作りです。
(例・・・ヨーグルトもスキムミルクを菌で発酵させて保育園で作ります。)



(12)嘱託医及び嘱託歯科医

医療機関	青山医院
所在地	福岡県飯塚市高田972-1
電話番号	0948-22-6328

医療機関	文野歯科医院
所在地	福岡県飯塚市平塚87-1
電話番号	0948-72-2235

(13)緊急時における対応方法(管轄)

消防署名	桂川消防署
所在地	福岡県嘉穂郡桂川町九郎丸611-1
電話番号	0948-65-0321

警察署名	飯塚警察署
所在地	福岡県飯塚市柏の森159-26
電話番号	0948-21-0110



(14)非常時災害対策



防火管理者	吉村 光弘
避難訓練	火災訓練(年12回)・通報訓練(年2回)・地震訓練(年2回)・不審者侵入防止訓練(年4回)

1.非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応します。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、避難訓練(月1回)・通報訓練(年2回)・地震訓練(年2回)の必要な訓練を実施します。

2.「暴風警報又は土砂災害警戒情報等」発表時の対応 飯塚市に「暴風警報又は土砂災害警戒情報等(土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報)」が発表された場合(飯塚市に警戒レベル3以上の避難情報が発令されている場合や台風の暴風域に入る事が見込まれる場合)は児童の安全のため登園自粛や臨時休園になります。

(15)虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用する子どもの人権の擁護・虐待の防止のため下記の措置を講じます。

- 1.人権の擁護、虐待の防止などに関する必要な体制の整備
- 2.職員による利用する子どもに対する虐待などの行為の禁止
- 3.虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施



(16)個人情報の取り扱い

- 1.保育園及び従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族などに関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2.1の定めに関わらず、当該園児が保育上必要な医療機関への受診や関係諸機関への相談支援などを受ける場合、また転園、就学などにより連携が必要な場合、保育園が乳幼児、保護者の個人情報を連携諸機関へ提供することがありますのでご了承下さい。
- 3.1の定めに関わらず、サービス向上を目的とした第三者評価機関による審査のため、保育園が乳幼児、保護者の個人情報を提供することがありますのでご了承下さい。
- 4.当園は、保育の提供に当たっての保育計画、苦情の内容の記録、事故が発生した場合の事故の状況や事故に際してとった処置を記載した諸記録を作成・整備し、契約終了後又は解約後5年間は保存します。
※保存期間終了後破棄します。



(17)緊急時における対応など

- 1.保育の提供中に、子どもの状態が急変するなど緊急事態が生じたときは、園児の保護者のあらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。
- 2.嘱託医又は子どもの主治医等の医師に相談し、措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合及び緊急の場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、救急車の手配など当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますのであらかじめご了承下さい。

発熱・投薬願いについて

1. 下記の場合は必ず連絡を入れます。病院に行かれて診断をして頂きますようお願いいたします。

- ①流行の病気の可能性がある場合
- ②37.5℃以上の熱が出た場合
- ③37.0℃以上でぐったりしている場合
- ④食欲がない場合



2. 薬は投薬願いを書いて頂き、1回分の薬と一緒に登園時に必ず保育士に手渡しでお渡し下さい。園では病院からの薬以外は服用出来ません。用紙は玄関に置いてありますので持って帰って書いて頂いてもかまいません。※手渡しされずにカバンに入っている薬は安全面から飲ませることが出来ませんのでご了承下さい。

感染症について

1. 保育園では感染症の予防及び早期発見に努めますが、集団生活においては潜伏期間中や発生直後の感染を完全に防ぐことは出来ません。保育中に各種感染症に罹患する可能性があることをご了承下さい。また、感染症の拡大を防ぐため、園児やご家族が罹患したり、罹患の疑いが生じたりした場合には、速やかに保育園にご連絡下さい。

2. 保育園は集団生活ですので感染症の病気については「保育園の病気取り扱い表」に従って、保育園の登園を自粛して頂きます。登園には、医師の意見書又は登園届が必要になります。保育士にお知らせください。(用紙をお渡します。)

登園に関する意見書	水疱瘡・おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)・はしか(麻疹)・風疹・百日咳・結核(髄膜炎菌性髄膜炎)・咽頭結膜熱(プール熱)
医師の診断を受け保護者による登園届	新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ(新型を含む)・ヘルパンギーナ・りんご病(伝染性紅斑)・手足口病・突発性発疹・溶連菌感染症・帯状疱疹・マイコプラズマ肺炎・RSウイルス感染症・カンピロバクター感染症・ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)・はやり目(流行性角結膜炎)・腸管出血性大腸菌(O157等)・流行性嘔吐下痢症・ウイルス肝炎・頭シラミ・水いぼ・とびひなど

事故や怪我の発生について



1. 野外遊戯場(運動場)での外遊びの時間、毎日のマラソン、ミニハイクや遠足、たけのこほり、草スキー、サマーキャンプ、運動会、なし狩り、社会見学、太宰府遠足等では、遊具の点検や事故防止のための十分な見守りを行いますが、子どもの遊びや生活行動を保障する中で、思わぬ不意の事故が発生したり、転んだり、ぶつかったり等をして怪我する場合があります。その場合は最善の処置や病院への搬送を行います。

2. 万が一保育園内及び園外保育等で園児が怪我等をした時は、応急処置を行い医療機関に受診が必要と判断した場合は、保護者に連絡します。

3. 事故や怪我防止のため、行事等への参加を希望されない場合は、事前に保育士に申し出て下さい。

かみつきについて



子どもの成長の段階で、お友達を噛んでしまう、いわゆる「かみつき」が発生することがあります。言葉で伝えたいけど、まだ言葉が出ない発達段階の子もいます。保育士がいても防ぎきれない場合もあります。発生してしまった際は、噛みつかれた子、噛みついてしまった子、双方の保護者にお伝えします。また、家庭内でご家族を噛んでしまった場合は、必ず保育士にお知らせ下さい。

(18)賠償責任保険の加入状況

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険内容	(施設賠償) 対人1名・1事故 10億円 対物1事故1,000万円 (生産物) 対人1名・1事故・期間中 10億円 対物1事故・期間中 1,000万円 漏水事故補償 社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任 1,000万円 免責金額 なし (初期対応費用) ①見舞金費用 1名10万限度(但し、園児死亡の場合1名100万円限度) ②初期対応費用(見舞金費用以外) 1事故10万円程度 免責金額 なし ③①②共通 1事故 1,000万円限度 (感染症対応) 1事故/1記名被保険者当 期間中20万円 免責金額なし (管理財物) 1事故100万円 免責金額 なし (人格権侵害) 1名50万円 1事故 期間中1,000万円 免責金額 なし (園児団体傷害) 死亡・後遺障害 250万円 入院保険日額 3,000円 通院保険日額 2,000円

(19)相談・要望・苦情窓口



相談・苦情受付担当者	主任保育士 清原 美穂
相談・苦情解決責任者	園長 吉村 光弘
第三者委員	岩永 潔(090-8402-6602) 花村 勲(090-8621-5264)

(20)その他保護者に説明すべき事項

登園時のお願い

- 1.制服上下 ランニングor体操服上を着用、かかとは固定される靴(サンダルやぞうりは不可)で登園をお願いします。9:10までに登園及び休みの連絡をお願いします。
(連絡がつかない場合は連絡がつくまで連絡をさせていただきます。)
- 2.自分の荷物は自分で持ちましょう。
- 3.朝夕の送迎の時間は、子ども達の状況を保護者と保育士が情報交換をする大切な時間です。子どもの様子を必ずお伝え下さい。保育士からも必要事項をお伝えします。
- 4.お迎えが違う場合は連絡をお願いします。大事なお子様をお預かりしていますので必ずお願い致します。
- 5.私用のお休みが5日(日祝を含む)以上になった場合は欠席届が必要となります。保育士に連絡をお願いします。(用紙をお渡します。)

持ってくる物



1.黄色いカバン及びサブバックに入れてくる物は下記になります。

0歳児→着替え・オムツ・おしりナップ・ビニール袋(バッグに)

1歳児→パンツ・ビニール袋(黄色いカバン)
着替え・オムツ・おしりナップ(サブバッグ)

2歳児→ランニング・体操ズボン・パンツ・ビニール袋・
コップ(巾着袋) (黄色いカバン)

3歳児→コップ(巾着袋)・お弁当(ごはんのみ)※ハンカ
チに包む (黄色いカバン)

4歳児→コップ(巾着袋)・お弁当(ごはんのみ)※ハンカ
チに包む (黄色いカバン)

5歳児→コップ(巾着袋)・お弁当(ごはんのみ)※ハンカ
チに包む (黄色いカバン)

2. 2.3.4.5歳児サブバック→乾布摩擦用タオル・体操ズボン・体操帽子
※サブバックは3日間毎の持って帰ります。(月→水・木→土)



3.マラソン靴は登園時と別の靴を準備して下さい。靴入れに入れて2週間毎に持って帰ります。
(第2週・第4週土曜日→翌週月曜日持参)



4.歯ブラシの交換時期は偶数月のはじめになりますので、穴の開いた歯ブラシを持ってきて下さい。
交換後使用していた歯ブラシは処分します。



5.行事の時に白ソックス(ワンポイントは可)がいるときがあります。

6.春・秋の遠足はお弁当持参、七夕まつり・クリスマス会はラッピングおにぎりが必要です。

7.その他持ってくる物はその都度お知らせします。

8.キーホルダーをつける場合はカバンに1つ(5cm×5cmまでのもの)だけでお願いします。
(2cm以下のものは口に入れる可能性があるため不可)



送迎時のお願い

1.車ででの送迎の際は、必ず園で決めている駐車スペースにバッグで停車して下さい。

2.近隣の方の迷惑になりますので路上駐車はおやめ下さい。

3.駐車場から園の玄関まではお子様と手を繋ぐ等をして安全には十分気をつけて下さい。
駐車場で遊ぶことは禁止です。

4.お迎えの後、運動場で子どもを遊ばせるときは、必ず指定された駐車場に停めた上、事故防止に
ご協力下さい。

5.チャイルドシートを使用しましょう。

6.送迎の際の携帯電話の使用はご遠慮ください。

7.保育園に必要な物以外は持たせないで下さい。(玩具・お金・朝食パン・おにぎり・お菓子など)

健康管理について

1.家庭で朝食を食べる習慣をつけましょう。

2.睡眠は十分にとりましょう。

3.爪は短く、髪は清潔にしましょう。

※ネイル・カラー・パーマ・過度な髪飾りやゴムなどをした場合、行事に参加できません。

4.毎朝、検温をしましょう。(37.5℃以上はお預かり出来ません。)

入園後の変更について

入園後に下記の事項が発生した場合は、保育園にお知らせ下さい。

- ①退園する場合
- ②勤務先の変更・就労形態の変更・退職・産休育休等の場合
- ③住所・氏名の変更
- ④婚姻、離婚の場合
- ⑤認定内容(保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間など)の変更



注意:

この「園のしおり及び重要事項説明書」は、来年度の入園申込書の時に必要となりますので、1年間保管をお願いいたします。

※重要事項説明書の同意書が保育園との入園申込書となりますので、熟読して同意書の提出をお願いいたします。

(市の方に提出している申込用紙は市の方で保管する申込用紙となります。)